

改正

平成21年3月4日東医大発第87号
平成22年3月2日東医大発第95号
平成23年3月31日東医大発第188号
平成24年12月6日東医大発第648号
平成25年3月29日東医大発第165号
平成27年6月23日東医大発第421号
平成30年1月16日東医大発第18号
令和2年6月16日東医大発第61号
令和5年8月10日
令和5年11月14日

(趣旨)

第1条 東京医科大学病院長、茨城医療センター病院長及び八王子医療センター病院長（以下「病院長」という。）の選出については、学校法人東京医科大学組織及び職制並びに職員規則第14条の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(病院長選出の時期)

第2条 病院長の選出は、次の場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
 - (2) 病院長が辞任又はその他の事由により欠員となったとき。
- 2 任期満了による場合は任期満了日の30日前までに、欠員による場合は速やかに、それぞれ次期の病院長を選出する。

(選考委員会の設置)

第3条 理事会は、病院長選出に当たって病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 選考委員会は、病院長の任期満了の場合はその3ヶ月前までに、病院長が欠員の場合は速やかに、組織されなければならない。また、選考委員会は、病院長候補者を理事会に報告したときをもって解散する。

(選考委員会の構成等)

第4条 選考委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事（教授会代表者会議構成員である理事を除く。） 3名
 - (2) 教授会代表者会議構成員（選出に係る病院の病院長を除く。） 3名
 - (3) 選出に係る病院に勤務する教育職員（教授会代表者会議構成員を除く。）から選出された者 1名
 - (4) 選出に係る病院に勤務する事務系職員、看護系職員及び技術系職員（理事である職員を除く。）から選出された者 1名
 - (5) 外部有識者（過去10年以内に本学と雇用関係にない又は過去3年間に本学と年間50万円を超える寄附等のやりとりのないこと） 2名以上4名以内
- 2 前項第1号の委員には、少なくとも1名の外部理事を含めなければならない。
- 3 特定機能病院の病院長選考に係る選考委員会においては、第1項第5号の委員には、少なくとも、病院の管理運営に関し広くかつ高い識見を有する外部有識者1名及び医療安全確保に関し広くかつ高い識見を有する外部有識者1名の計2名を含まなければならない。
- 4 次の各号に定める委員の選任は、当該各号に定める方法によって行う。
- (1) 第1項第1号、第3号、第4号及び第5号の委員 理事会の決議による。
 - (2) 第1項第2号の委員 教授会代表者会議の決議による。

- 5 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 6 第4項により選任された委員の氏名、経歴及び選任理由は、その選任後速やかに、公表しなければならない。
- 7 委員が病院長候補者となったときは、直ちに委員を辞任し、これに代わる委員を補充しなければならない。
- 8 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 9 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 10 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(選考委員会の任務)

第5条 病院長は、次に掲げる要件を満たす者とし、選考委員会は、具体的な選考基準（病院長に求められる資質・能力）を策定し、公表するものとする。ただし、特定機能病院の病院長を選考する際には、第3号及び第4号のかつこ書に記載された事項を選考基準に含めるものとする。

- (1) 臨床研修修了医師であること。
 - (2) 心身ともに健全であること。
 - (3) 人格が高潔で、組織管理能力等病院の管理運営に識見を有すると認められること（病院内外での組織管理経験）。
 - (4) 医療安全確保のための必要な資質・能力を有していると認められること（医療安全管理業務の経験、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力）。
 - (5) 過去3年以内に停職以上の懲戒を受けていないこと。
- 2 選考委員会は、前項の公表と合わせ、病院長候補者の推薦（自薦・他薦を問わない。）を公募する。
 - 3 選考委員会は、前項の推薦のあった者の中から、第1項の選考基準に照らし、3名以内の病院長候補者を選考し、選考の過程及び理由とともに、履歴書等の参考資料を付して理事会に報告しなければならない。
 - 4 選考委員会は、選定した病院長候補者の氏名及び選定の理由を公表するものとする。

(病院長の決定)

第6条 理事会は、前条第1項の選考基準に照らし、選考委員会から報告のあった病院長候補者の中から、病院長を決定する。

- 2 病院長の氏名、決定の理由及び選考過程は、前項の決定後速やかに公表するものとする。

(雑則)

第7条 この規程の実施について疑義のある場合は、理事会が決定する。

附 則（平成16年6月8日理事長達第4号）

- 1 この規程は、平成16年6月8日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、昭和42年4月26日制定の東京医科大学病院長予定者選出内規は廃止する。

附 則（平成21年3月4日東医大発第87号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（題名及び第1条の改正）

附 則（平成22年3月2日東医大発第95号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（第1条及び第3条から第8条までの改正）

附 則（平成23年3月31日東医大発第188号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。（第6条第1項、第6項、第7項及び第8項の改正）

附 則（平成24年12月6日東医大発第648号）

この規程は、平成24年12月6日から施行し、平成24年11月8日から適用する。（題名及び第1条の改正）

附 則（平成25年3月29日東医大発第165号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第1条、第2条第2項、第3条、第4条第1項、

第5条、第6条第1項第1号、第3項、第5項及び第6項の改正)

2 この規程の改正前に任命された病院長については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月23日東医大発第421号）

1 この規程は、平成27年6月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。（第6条第7項、第8項及び第7条の改正）

2 この規程の改正施行日に選出手続中の病院長選出については、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月16日東医大発第18号）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。（第3条から第6条までの改正及び第7条の削除以下条の繰上げ）

附 則（令和2年6月16日東医大発第61号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。（第4条第1項第5号、第6項、第5条第1項第3号、第1項第4号の改正）

附 則（令和5年8月10日）

この規程は、令和5年8月10日から施行する。（第4条第1項第5号の改正）【令和5年8月15日東医大発第217号】

附 則（令和5年11月14日）

この規程は、令和5年12月1日から施行する。（第4条第1項第2号、第2項乃至第4項及び第4項第1号並びに第2号、第6項、第9項及び第6条第2項の改正）【令和5年11月18日東医大発第421号】